

洪水防止等のための中小河川の河道掘削に関する意見書

平成28年8月の北海道や東北での記録的な大雨や、平成29年7月九州北部豪雨など、近年、中小河川において土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞によって洪水が発生しており、これは河床幅等が十分ではないことが一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県や市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各自治体の単独費予算で行われており、遅々として進んでいない状況にある。

このような中、国土交通省は、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、再度の氾濫防止対策の一つとして河道掘削を含めた緊急対策をすることとした。

しかし、この中小河川緊急治水対策プロジェクトは、おおむね3箇年の時限的措置であり、また、河道掘削の対策箇所は、重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間に限られている。

よって、国におかれては、中小河川緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する自治体にとって真に活用しやすい施策とするため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 平成29年度補正予算が計上されているが、次年度以降についても、自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 河道掘削の対策箇所を限定しているが、中小河川を管理する自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含めて検討し、また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 防災・安全交付金を活用した中小河川の河道掘削の対策については、時限的措置でなく、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
国土交通大臣